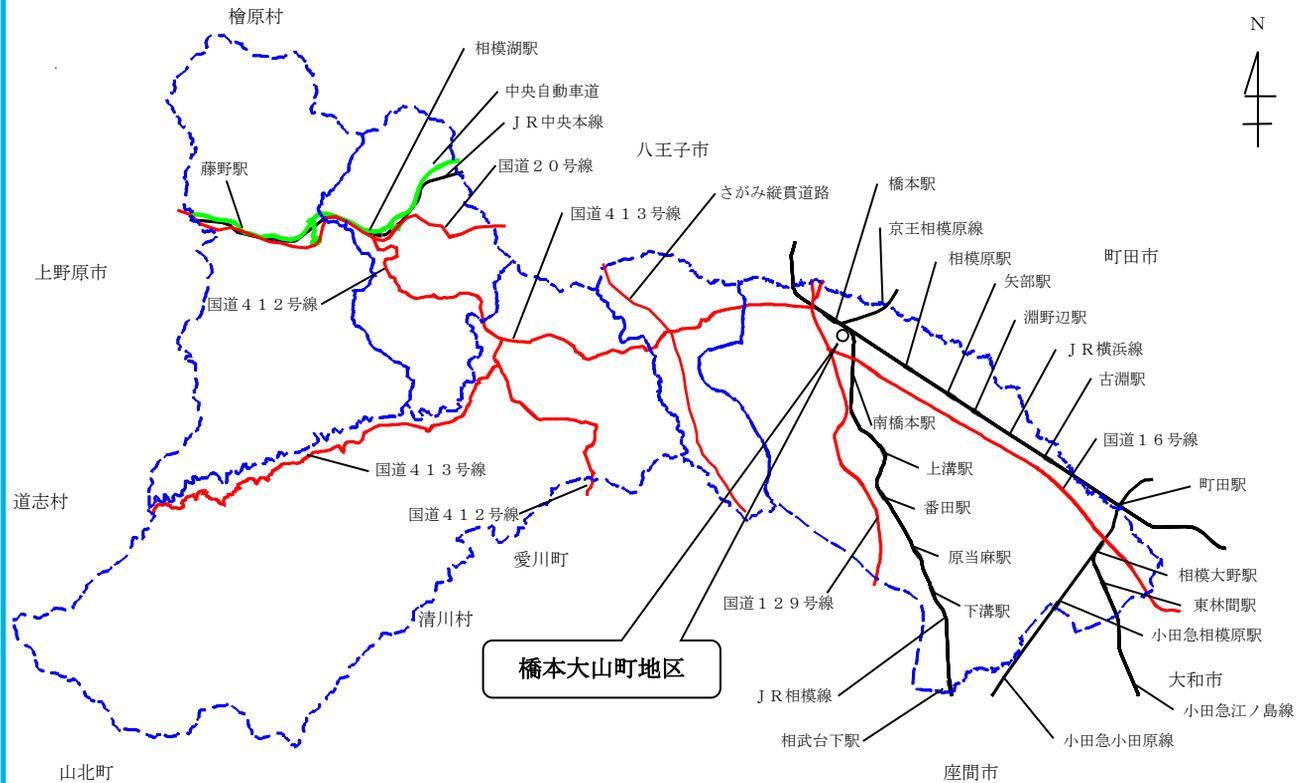


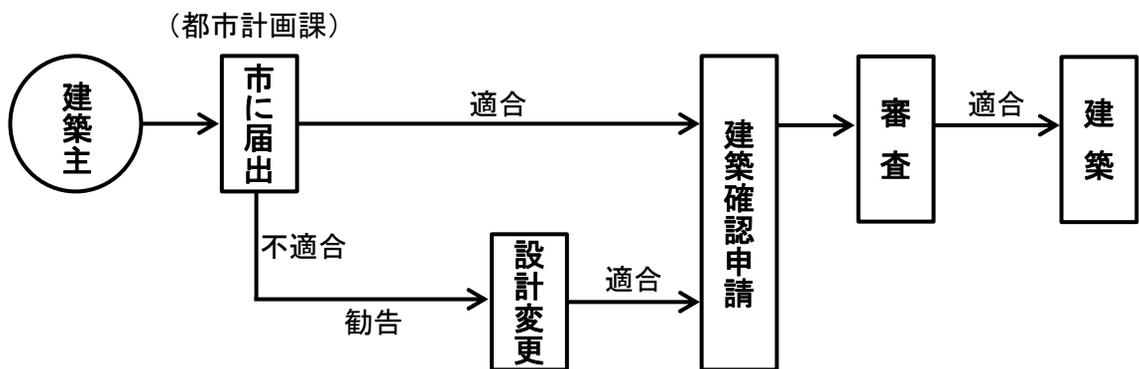
橋本大山町地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

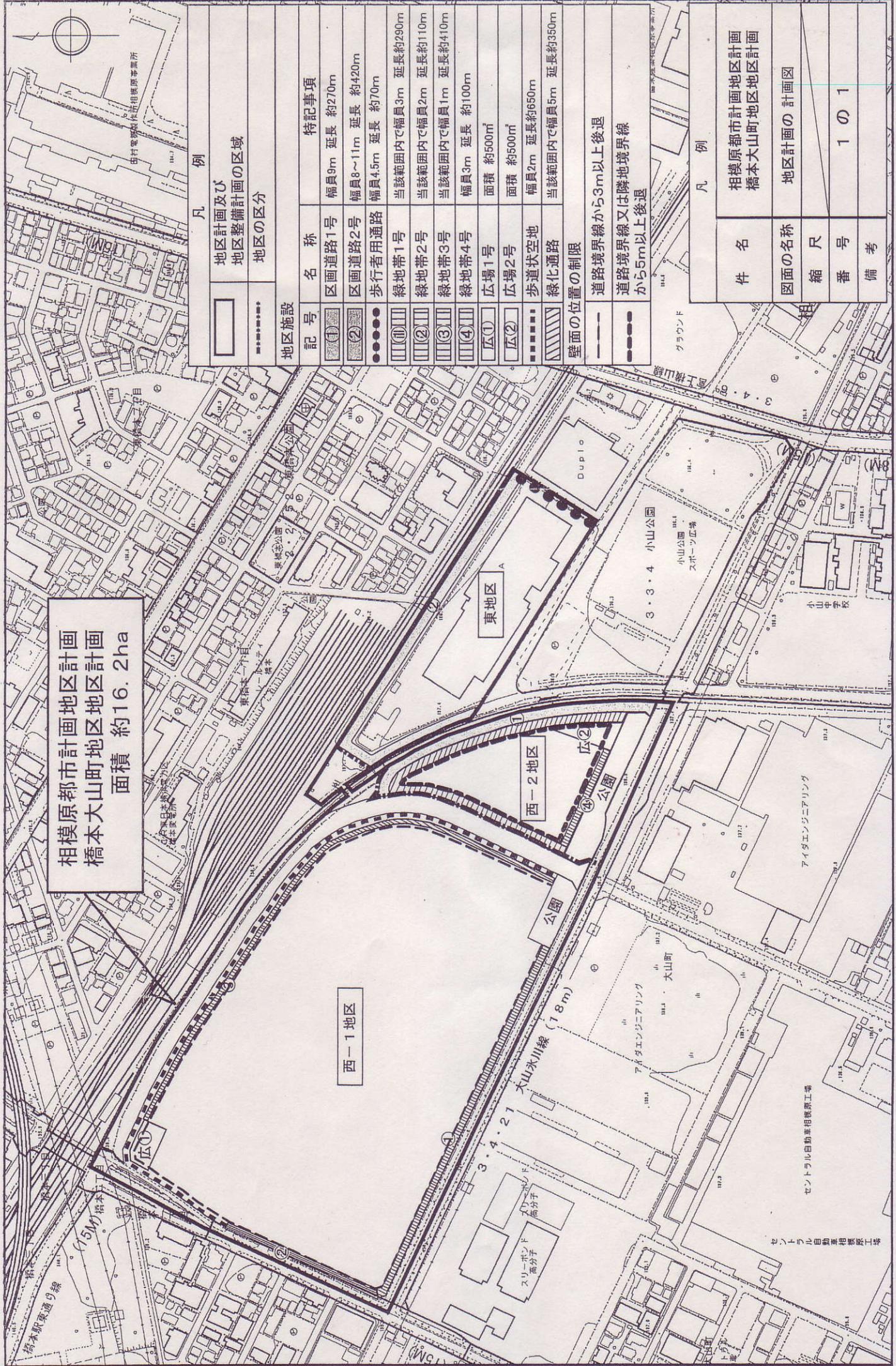
○ 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



橋本大山町地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課
 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490
[Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

発行：相模原市

相模原都市計画地区計画
橋本大山町地区地区計画
面積 約16.2ha



凡 例

	地区計画及び地区整備計画の区域
	地区の区分

地区施設

記号	名称	特記事項
	区画道路1号	幅員9m 延長 約270m
	区画道路2号	幅員8~11m 延長 約420m
	歩行者用通路	幅員4.5m 延長 約70m
	緑地帯1号	当該範囲内で幅員3m 延長約290m
	緑地帯2号	当該範囲内で幅員2m 延長約110m
	緑地帯3号	当該範囲内で幅員1m 延長約410m
	緑地帯4号	幅員3m 延長 約100m
	広場1号	面積 約500㎡
	広場2号	面積 約500㎡
	歩道状空地	幅員2m 延長約650m
	緑化通路	当該範囲内で幅員5m 延長約350m

壁面の位置の制限

	道路境界線から3m以上後退
	道路境界線又は隣地境界線から5m以上後退

凡 例

件名	相模原都市計画地区計画 橋本大山町地区地区計画
図面の名称	地区計画の計画図
縮尺	
番号	1 の 1
備考	

平成 18 年 10 月 25 日決定
 平成 22 年 3 月 23 日変更
 平成 30 年 6 月 18 日変更

橋本大山町地区 地区計画 決定事項

名称		橋本大山町地区地区計画				
位置		相模原市緑区大山町、橋本一丁目及び橋本二丁目並びに中央区小山四丁目				
面積		約 16.2 ha				
地区計画の目標		<p>橋本駅周辺地域は、鉄道 3 線が結節する神奈川県北部の広域拠点としての役割を担っている。</p> <p>本地区は、橋本駅に近接する立地条件であることから、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、大規模工場跡地の土地利用転換により、商業・居住機能並びに文化・産業等の周辺都市と連携を視野に入れた交流等の機能を誘導することが求められている。このため、地区計画の策定により、多様な都市機能をもった複合市街地の形成を図ることを目標とする。</p>				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区の立地特性を活かした都市機能を適切に配置するため、JR 相模線を境に西側の地区では大規模工場跡地の土地利用転換により、商業、文化及び居住等の都市機能の集積を図り、東側の地区では研究開発及び生産機能を誘導し、良好な市街地形成を図る。				
	公共施設等の整備の方針	<p>①本地区及び周辺地区と都市計画公園 3・3・4 号小山公園を結ぶ歩行者動線を確保するため、広場、歩道状空地等を適切に配置する。</p> <p>②都市計画道路 3・4・21 号大山氷川線沿道等については周辺環境に配慮し、緩衝空間として緑地を配置する。</p> <p>③良好な居住環境及びゆとりある歩行者空間の形成を図るため、緑化通路を配置する。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>商業、文化及び居住等の都市機能の集積、土地の健全な高度利用並びにゆとりある歩行者空間及び緑化空間等の確保を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限等について定める。</p> <p>また、建築敷地の細分化を抑制し、橋本駅方向から都市計画公園への歩行者空間、市街地環境の向上となる公開空間等を建築敷地内に確保するなど、適切な建築計画を誘導する。</p>				
	緑化の方針	良好な市街地環境を形成するため、オープンスペース等の緑化の推進に努めるものとする。				
地区整備計画	面積	約 13.9 ha		約 2.3 ha		
	地区施設の配置及び規模	区画道路 1 号	幅員 9 m 延長約 270 m	区画道路 2 号	幅員 8～11 m 延長約 420 m	
		緑地帯 1 号	幅員 3 m 延長約 290 m	歩行者用通路	幅員 4.5 m 延長約 70 m	
		緑地帯 2 号	幅員 2 m 延長約 110 m			
		緑地帯 3 号	幅員 1 m 延長約 410 m			
		緑地帯 4 号	幅員 3 m 延長約 100 m			
		広場 1 号	面積約 500 m ²			
		広場 2 号	面積約 500 m ²			
		歩道状空地	幅員 2 m 延長約 650 m			
緑化通路	幅員 5 m 延長約 350 m					

地区の区分	地区の名称	西-1地区	西-2地区	東地区	
	地区の面積	約11.7ha	約2.2ha	約2.3ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場</p> <p>(3) ダンスホール</p> <p>(4) ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(り)項第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(6) 学校(専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)</p> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(8) 病院</p> <p>(9) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(保育所を除く)</p> <p>(10) 老人福祉センターその他これに類するもの(児童厚生施設を除く)</p>	<p>次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店(建築基準法別表第2(は)項第5号に掲げるものを除く)</p> <p>(2) 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(4) 建築基準法別表第2(り)項第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(5) 学校(専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(6) 建築基準法別表第2(へ)項第3号に該当するもの</p> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(8) 病院</p> <p>(9) 公衆浴場</p> <p>(10) 老人福祉センターその他これに類するもの(児童厚生施設を除く)</p> <p>(11) 自動車教習所</p> <p>(12) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ダンスホール</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(11) 自動車教習所 (12) 倉庫業を営む倉庫 (13) 畜舎(床面積の合計が100㎡を超えるもの) (14) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げるもの(同号の事業中(5)に掲げる裁縫及び織物並びに(12)に掲げる印刷を除く。) (15) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げるもの	(13) 畜舎 (14) 建築基準法別表第2(に)項第2号に掲げるもの (15) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
		建築物の容積率の最高限度	10分の30		
		建築物等の高さの最高限度		100m	
		壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す部分において、道路境界線から3m以上後退した位置とする。	建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す部分において、道路境界線又は隣地境界線から5m以上後退した位置とする。	
			ただし、地盤面下の建築物の部分及び物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3m以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のものについては、この限りではない。		
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、良好な街並みを創出するため、都市景観に配慮したものとする。				

※区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり